

日本工業規格「案内用図記号」(JIS Z 8210:2002)

●安全・禁止・注意及び指示記号に用いる基本形状・色及び使い方について定める。

標準案内図記号(64頁参照)

●不特定多数の人が出入する交通施設・観光施設・スポーツ施設・商業施設等に使用される案内用図記号で、上記に定めていないものは、これによることが望ましい(交通エコロジー・モビリティ財団ホームページ掲載)。

岐阜県で使用されているシンボルマーク

●バリアフリーマーク(おでかけタウンマップ・ぎふで使



だれでもトイレ(多機能便所)



オストメイト

標準案内図記号等

3)点字などの表示

基本となる考え方

点字などの標示板は目的の場所へ、安全・迅速に到達できるよう適所に設置する。外部に設置する場合には、直射日光による高温化防止に配慮した材質を用いる。

点字案内板

●構内出入口付近には、点字案内板や指で触れて位置・行き先等を理解できる触知図板を設置する。また、案内板は手の触れる高さに配慮し、台の上面が傾斜したものが望ましい。

●案内板の存在を知らせるために音声誘導装置を設置するか、視覚障害者誘導用ブロックにより誘導する。

●案内板の設置については、他の歩行者の通行を阻害しないように配慮する。

階段・スロープ

●階段、スロープの手すりの始点及び終点には、点字プレートを設置し、階数を標示する。

エレベーター

●エレベーターの乗り場のボタンや操作盤・インターホンなどには、階数などを点字プレートで標示する。

その他の標示

●室名プレートや各所の案内には、点字プレートによる案内を併設するのが望ましい。

●トイレなど部屋によっては、案内図を点字標示するのが望ましい。

4)音声案内

基本となる考え方

音声案内は視覚障害者が歩行・移動等をするのに有効な手段である。注意・位置・経路・領域の各情報をその目的に合わせて誘導チャイム・音声ガイド等で、誘導用ブロックや点字とを組合せ配置する。天井・壁等の仕上げ材により音が聞き取りにくく、方向の確認し難いことがあるので、設置場所や周りの環境等に配慮する。

音声案内の必要な場所の例

●注意喚起の必要な場所

- ・公道の交差点
- ・階段

・鉄道駅ホーム

●経路案内に係る情報提供場所

・移動経路の分岐点

・ランドマークとなる施設・設備および建築物の出入口

●利用可能なサービスの提供場所

・バス・タクシー乗り場、鉄道駅・地下鉄駅出入口

・サービス設備(トイレ・公衆電話・鉄道駅売店・構造物の案内受付窓口等)

・公共施設

・鉄道駅券売機、乗車券等販売所

・鉄道駅改札口

・触知図